

(2) 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者又はその介護者に対し、その内容等について説明すること。

(3) デイサービス従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

## 16 利用者に係る市町村への通知 → 居宅介護に準ずる

## 17 緊急時等の対応 → 居宅介護に準ずる

## 18 管理者の責務

(1) 指定デイサービス事業所の管理者は、指定デイサービス事業所の従業者の管理及び指定デイサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとすること。

(2) 指定デイサービス事業所の管理者は、当該指定デイサービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとすること。

## 19 運営規程

指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定デイサービスの利用定員
- オ 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- カ 通常の事業の実施地域
- キ サービス利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ その他運営に関する重要事項

## **2 0 勤務体制の確保等**

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこと。
- (3) 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

## **2 1 定員の遵守**

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと。
- (2) この章において利用定員とは指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の上限をいう。

## **2 2 非常災害対策**

指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

## **2 3 衛生管理等**

- (1) 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 指定デイサービス事業者は、当該指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

## **2 4 告示 → 居宅介護に準ずる**

## **2 5 秘密保持等 → 居宅介護に準ずる**

**2 6 情報の提供等 → 居宅介護に準ずる**

**2 7 苦情解決 → 居宅介護に準ずる**

**2 8 事故発生時の対応 → 居宅介護に準ずる**

**2 9 会計の区分 → 居宅介護に準ずる**

**3 0 記録の整備 → 居宅介護に準ずる**

## **第5節 基準該当居宅支援に関する基準**

### **1 従業者の員数等**

- (1) 基準該当居宅支援に該当する知的障害者デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「基準該当デイサービス従業者」という。）のうち指導員の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。
- (2) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあっては、その実施に必要な従業者を置くこと。
- (3) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあってはその実施に必要な従業者を置くこと。
- (4) (1) の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

### **2 管理者**

基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

きるものとする。

### 3 設備及び備品等

- (1) 基準該当デイサービス事業所には静養及び相談のための場所、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。
- (2) 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあっては、(1)に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保すること。
- (3) 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあっては、(1)に掲げる場所のほか、浴室を備えること。
- (4) (1)から(3)までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- ア 静養及び相談のための場所  
必要な備品を備えること。
  - イ 日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所  
訓練に必要な機械器具等を備えること。
  - ウ 作業を行う場所  
作業に必要な機械器具等を備えること。
  - エ 食事を行う場所  
利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - オ 浴室  
障害の特性に応じたものとすること。
- (5) (1)から(3)に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当デイサービス事業者は、利用者から基準該当デイサービスに係る法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

## **5 運営基準について**

第4節の規定（11（1）、12を除く）は、基準該当デイサービスについて準じて扱う。

## 第4章 指定知的障害者短期入所

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならないこと。

#### 2 知的障害者更生施設等との併設

指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）は、知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号。以下「施行規則」という。）第〇条に規定する施設に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

- (1) 第1節2に規定する施設に併設される指定短期入所事業所であって、当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、当該併設事業所に置くべき指定短期入所の従業者の員数は、当該施設として必要とされる数の従業者に加えて、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなした場合における法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）等に規定する当該施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 第1節2に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（施行規則第〇条に規定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設、肢体不自由児施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び特定身体障害者授産施設に限る。以下「知的障害者更生施設等」という。）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該知的障害者更生施設等の入所者とみなした場合における法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設等として必要とされる数が確保されるために必要な数とする。

## **2 管理者**

指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務の従事することができるものとする。

## **第3節 設備に関する基準**

### **1 設備及び備品等**

- (1) 併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある知的障害者更生施設等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所及び当該併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- (2) 第2節1(2)の適用を受ける知的障害者更生施設等にあっては、(1)の規定にかかわらず、法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

## **第4節 運営に関する基準**

- 1 内容及び手続きの説明 → 居宅介護に準ずる**
- 2 提供拒否の禁止 → 居宅介護に準ずる**
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 → 居宅介護に準ずる**
- 4 サービス提供困難時の対応 → 居宅介護に準ずる**
- 5 受給資格の確認等 → 居宅介護に準ずる**
- 6 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 → 居宅介護に準ずる**
- 7 心身の状況等の把握 → 居宅介護に準ずる**

## **8 指定短期入所の開始及び終了**

- (1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に、指定短期入所を提供するものとすること。
- (2) 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めること。

## **9 入退所の記録の記載等**

- (1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項について居宅受給者証に記載すること。
- (2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の短期入所サービス提供実績欄の写しを市町村に提出すること。

## **10 心身の状況等の把握 → 居宅介護に準ずる**

## **11 他の指定居宅支援事業者等との連携 → 居宅介護に準ずる**

## **12 サービスの提供の記録 → 居宅介護に準ずる**

## **13 利用者負担金等の受領**

- (1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとすること。
- (2) 指定短期入所事業者は、(1) の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対

し領収証を交付しなければならない。

- (4) 指定短期入所事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定短期入所事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

#### **1 4 居宅生活支援費の額に係る通知 → 居宅介護に準ずる**

#### **1 5 指定短期入所の取扱方針**

- (1) 指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- (2) 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

#### **1 6 利用者に関する市町村への通知 →居宅介護に準ずる**

#### **1 7 サービスの提供**

- (1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきすること。
- (3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと。
- (4) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜し好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならないこと。

## **18 健康管理**

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとること。

## **19 相談及び援助**

指定短期入所事業者は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## **20 利用者の家族との連携**

指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。

## **21 緊急時等の対応**

指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## **22 管理者の責務 → デイサービスに準ずる**

## **23 運営規程**

指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 利用定員(第2節1(2)の適用を受ける知的障害者更生施設等である場合を除く。)
- エ 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- オ 通常の送迎の実施地域
- カ サービス利用に当たっての留意事項
- キ 緊急時等における対応方法
- ク 非常災害対策
- ケ その他運営に関する重要な事項

## **24 勤務体制の確保等 → デイサービスに準ずる**

## **2 5 定員の遵守**

指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと

ア 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

イ 第2節1（2）の適用を受ける知的障害者更生施設等である指定短期入所事業所にあっては、当該知的障害者更生施設等の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

## **2 6 非常災害対策 → デイサービスに準ずる**

## **2 7 衛生管理等 → デイサービスに準ずる**

## **2 8 揭示 → 居宅介護に準ずる**

## **2 9 秘密保持等 → 居宅介護に準ずる**

## **3 0 情報の提供等 → 居宅介護に準ずる**

## **3 1 苦情解決 → 居宅介護に準ずる**

## **3 2 事故発生時の対応 → 居宅介護に準ずる**

## **3 3 会計の区分 → 居宅介護に準ずる**

## **3 4 記録の整備 → 居宅介護に準ずる**

## **3 5 地域等との連携**

指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めること。

## 第5章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 基本方針

#### 1 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（以下「指定地域生活援助」という。）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第4条第5項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならないこと。

### 第2節 人員に関する基準

#### 1 従業者の員数

指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人（以下「この節から第4節までにおいて「地域生活援助従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上とすること。

#### 2 管理者

- (1) 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 共同生活住居の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならないこと。

### 第3節 設備に関する基準

#### 1 設備に関する基準

- (1) 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を4人以上とし、居室を設けるほか、居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有すること。

- (2) (1) に規定する居室の基準は次のとおりとする。
- イ 1の居室の定員は、2人以下とすること。
- ロ 1の居室の床面積は、1人用居室にあっては、7.4平方メートル以上とし、2人用居室にあっては、9.9平方メートル以上とすること。

#### 第4節 運営に関する基準

- 1 内容及び手続きの説明 → 居宅介護に準ずる
- 2 提供拒否の禁止 → 居宅介護に準ずる
- 3 あっせん・調整、要請に対する協力 → 居宅介護に準ずる
- 4 受給資格の確認等 → 居宅介護に準ずる
- 5 居宅生活支援費支給の申請に係る援助 → 居宅介護に準ずる
- 6 心身の状況等の把握 → 居宅介護に準ずる
- 7 他の指定居宅支援事業者等との連携 → 居宅介護に準ずる
- 8 サービスの提供の記録 → 居宅介護に準ずる
- 9 入退居
  - (1) 指定地域生活援助は、居宅支給決定知的障害者であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者に提供するものとすること。
    - ア 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でないこと。
    - イ 数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること。
    - ウ 日常生活を維持するに足りる収入があること。
  - (2) 指定地域生活援助事業者は、利用申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。

- (3) 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。
- (4) 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこと。
- (5) 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な援助を行うよう努めること。

## 10 入退居の記録の記載等

- (1) 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）について居宅受給者証に記載すること。
- (2) 指定地域生活援助事業者は、(1)に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。
- (3) 指定地域生活援助事業者は、入居者数に変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県知事に報告すること。

## 11 指定地域生活援助に係る費用の受領等

- (1) 知的障害者地域生活援助において提供される便宜のうち、家賃、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払いを受けることができる。
- (2) (1)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (3) 指定地域生活援助事業者は、(1)の費用の額に係る支払いに当たっては、あらかじめ、利用者に対し、説明を行い、利用者の同意を得ること。
- (4) 指定地域生活援助事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

## **1 2 居宅生活支援費の額に係る通知 → 居宅介護に準ずる**

## **1 3 指定地域生活援助の取扱方針**

- (1) 指定地域生活援助は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されること。
- (2) 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- (4) 指定地域生活援助事業者は、自らその提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

## **1 4 利用者に関する市町村への通知 → 居宅介護に準ずる**

## **1 5 緊急時等の対応 → 短期入所に準ずる**

## **1 6 社会生活上の便宜の供与**

- (1) 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場等における問題への対応、余暇活動の支援等に努めること。
- (2) 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うこと。
- (3) 指定地域生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

## **1 7 管理者の責務 → 短期入所に準ずる**

## **1 8 管理者による管理**

共同生活住居の管理者は、同時に指定施設、指定居宅支援事業者又は社会福

祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りでないこと。

## 19 運営規程

指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 利用定員
- エ 指定地域生活援助の内容及び入居者から受領する費用の額
- オ 入居に当たっての留意事項
- カ 非常災害対策
- キ その他運営に関する重要な事項

## 20 勤務体制の確保等

- (1) 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬこと。
- (2) 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、当該指定地域生活援助事業所の従業者によって指定地域生活援助を提供しなければならぬ。
- (3) 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬこと。

## 21 支援体制の確保

指定地域生活援助事業所は、緊急時等において利用者に対し速やかに必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携及び適切な支援体制が確保されていること。

## 22 定員の遵守

指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

23 非常災害対策 → デイサービスに準ずる

24 衛生管理等 → デイサービスに準ずる

25 掲示 → 居宅介護に準ずる

26 秘密保持等 → 居宅介護に準ずる

27 情報の提供等 → 居宅介護に準ずる

28 苦情解決 → 居宅介護に準ずる

29 事故発生時の対応 → 居宅介護に準ずる

30 会計の区分 → 居宅介護に準ずる

31 記録の整備 → 居宅介護に準ずる